令和８年度十和田市農業ドローンオペレーター育成支援事業

目　的

スマート農業の活用を推進し農作業における省力化を進め、農業用ドローンのオペレーターの確保を図ります。

内　容

１．事業を利用できる方

⑴個人の場合は、市内で農業を営む方、またはその父母、配偶者、子又は子の配偶者
⑵法人の場合は、市内に本店又は主たる事務所を有し、市内で農業を営んでいること
⑶市税等を滞納していない方
⑷令和７年分の農業所得が 400 万円未満の方
⑸過去に十和田市のドローンオペレーターに関する補助金の交付を受けていない方
※法人の場合、通算４人分まで対象（当該年度の申請は役員又は正規従業員２人分までとする）

２．助成内容

農業用ドローンオペレーター技能資格の取得に要する費用の２分の１以内又は１０万円のいずれか低い額を助成します。ただし、補講及び再試験に係る費用や交通費、宿泊費等は対象外です。

３．申込受付期間・提出先

申込受付期間：令和８年 11 月 30 日（月）～令和８年 12 月 11 日（金）の８：30～17：00
提　　出　　先：十和田市役所別館４階　農林畜産課農政推進係

４．申込に必要なもの

⑴令和８年度十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業補助金事前申込書
⑵技能資格教習の受講内容がわかる書類の写し（教習案内等の写し）
⑶補助対象経費の内訳が分かる書類の写し（教習に係る受講料の見積書等の写し）
⑷令和７年分の農業所得を確認できる書類の写し（確定申告書等の写し）

［注］　必ず交付決定を受けてから受講申込をしてください。
申込額の合計が予算額を上回った場合、抽選で交付対象者を決定します。
予算額には限りがあるため、予算が無くなり次第当事業は終了となります。
令和９年３月 31 日（水）までに認定証又は仮認定証の写し及び領収書とともに実績報告書の提出が必要です。

問い合わせ先

十和田市　農林畜産課　農政推進係　円子　☎0176-51-6736